

「全鍍連」 2021年7月号 いきいき地域

全鍍連情報・国際 副委員長 岩崎 秀雄（高知精工メッキ㈱ 代表取締役）

「ふるさと納税について」



コロナ禍での生活が始まって1年数か月が過ぎ、変異株・第4波・非常事態宣言・まん延防止等重点措置と新しい言葉が飛び交っている状況で寄稿しています。旅行好きの私は昨年までに全国47都道府県を全て廻る計画でしたが、移動の制限が多く感染対策のため公共交通機関の利用は控えてマイカーでの移動に限定しました。コロナ流行の波の間隙をぬって「GOTOトラベル」を活用しながら行動しましたが、2県（富山・宮崎）が未踏の地となりました。

残りの2県はコロナ収束後に行くこととして、少し頭を切り替えてふるさと納税をすることにしました。ふるさと納税については漠然とした内容で大体のことは知っていましたが、私は興味もなく今まで全く手を出していませんでした。ふるさと納税についてはごく一般的な制度として既に多くの皆さんが利用していると思いますが、概要は以下の通りです。

- ① 寄付したい市町村を選んで返礼品を選択して寄付金を送る。ほとんどの場合ふるさと納税を取り扱っているサイトを利用するのでクレジットカード決済による送金となる。
- ② またその際、入力項目の中にワンストップ特例制度を利用するのかの選択があり、これを利用すると確定申告が不要となる。
- ③ 寄付金を受け取った市町村から寄付受領証明書が送られてくる
- ④ 後日返礼品が指定業者より送られてくる。
- ⑤ 翌年の確定申告の中で寄付金控除の欄に寄付金額を記入し、寄付金受領証明書を添付して申告すると所得税からの還付及び住民税の減額（6月～翌年の5月）が受けられます。

確定申告をしていない人は前述②のワンストップ特例制度を利用すると便利です。寄付金を受け取った市町村から送られてくる寄付金受領証明書と一緒に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」と返信用封筒が同封されてくるので氏名・住所等の必要事項を記入してマイナンバーカードまたは運転免許証のコピーを付けて寄付した自治体に送り返しておくと寄付先の自治体から住んでいる自治体に連絡がいて確定申告しなくても自動的に寄付額分が税金から減額されます。但しワンストップ特例制度は寄付先が5自治体まででそれを超えると確定申告をする必要があります。

また、ふるさと納税には寄付金上限額があり、これを超えるとふるさと納税による寄付と住んでいる所の住民税の2重払いとなってしまいます。

上限額はそれぞれ自分の納税額によって変わってきますが、ふるさと納税を取り扱っているサイトに寄付金上限額を計

算するシミュレーションが用意されていますので、前年の確定申告書または源泉徴収票があれば簡単に算出できます。ふるさと納税制度は本来自分が住んでいる自治体への住民税の一部を応援したい自治体に回すことが主旨ですが、全国の返礼品を紹介するサイトの登場により返礼品目的になっています。損得勘定だけでみれば、先に税金を納めることとなりますが、トータルでは納める金額は同じで返礼品を受け取った分だけ得したことになります。返礼品の相場は寄付額の 30%になっています。

私も返礼品目的で寄付する市町村を選びました。昨年の 12 月は毎晩パソコンを開いて返礼品をみながら検討し寄付しましたので今年の 1 月は家族で返礼品が届くのを楽しみにしていました。返礼品はほとんどが食料品ですが各市町村が自慢の品を用意していますので、どれもハズレがなく大変美味しくいただきました。もっと早くからふるさと納税をしていればと思いながら寄稿しました。

まだふるさと納税をしたことがない方は是非一度トライしてみてください。